

法 規

1. 船舶局を開設しようとする者は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の免許を受けなければならない。
2. 無線設備の設置を義務づけられていない漁船の船舶局の免許の有効期間は、免許の日から5年である。
3. 船舶局の発射する電波の質とは、その電波の周波数の偏差のみをいう。
4. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、漁船の船舶局の空中線電力5ワットの無線電話で150メガヘルツ帯の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作を行うことができる。
5. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力10キロワットのレーダーの技術操作を行うことができる。
6. 船舶局は、遭難通信を行う場合でも、免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用してはならない。
7. 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
8. 無線通信を行うときは、自局の識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）を付してその出所を明らかにしなければならない。
9. 無線電話通信では、略語を使用してはならない。
10. 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、海岸局から使用周波数を変更するよう指示を受けなくても、至急漁況に関する通信を行わなければならないときは、その指示に従わなくてもよい。
11. 船舶局が無線電話により試験電波を発射する場合、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
12. A3E電波27,524キロヘルツにより遭難通信を行う場合は、呼出しの前に注意信号を送信することができる。
13. 船舶局の無線電話による遭難呼出しは、次の事項を順次送信して行う。  
「遭難」又は「メーデー」3回、「こちらは」1回、遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称3回
14. 船舶局における遭難呼出しは、特定の無線局にあてなければならない。
15. 漁船の船舶局は、緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、その通信に使用されている周波数の電波により、漁業通信を行うことができる。
16. 電波法では、安全通信とは「船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。」と規定している。
17. 漁船の船舶局（漁業の指導監督用のものを除く。）と漁業用海岸局（漁業の指導監督用のものを除く。）との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。
18. 電波法に違反した無線従事者は、3か月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある。
19. 船舶局が遭難通信を行ったとき、免許人は、総務省令で定める手続により、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
20. 総トン数20トン未満の小型漁船の船舶局には、電波法及びこれに基づく命令の集録又は総務大臣が認定する抄録のいずれも備付けを要しない。